

令和5年度横浜市市街地開発事業費会計予算

令和5年度横浜市の市街地開発事業費会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第1条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ17,750,172千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

(市債)

第3条 地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる市債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 市債」による。

令和5年2月7日提出

横浜市長 山中竹春

第1表 歳入歳出予算

歳 入

款	項	金 額
1 分担金及び負担金		364,050 ^{千円}
	1 負 担 金	364,050
2 使用料及び手数料		100
	1 使 用 料	100
3 国庫支出金		1,544,992
	1 国庫補助金	1,544,992
4 県支出金		11,012
	1 県補助金	11,012
5 財産収入		53,766
	1 財産運用収入	43,766
	2 財産売却収入	10,000
6 繰入金		4,172,035
	1 一般会計繰入金	3,659,935
	2 基金繰入金	512,100
7 繰越金		1
	1 繰越金	1
8 諸収入		216
	1 清算金収入	100
	2 雑 入	116
9 市 債		11,604,000
	1 市 債	11,604,000

款	項	金 額
歳 入 合 計		17,750,172 <small>千円</small>

歳 出

款	項	金 額
1 市街地開発事業費		17,750,172 ^{千円}
	1 総 務 費	997,125
	2 事 業 費	14,578,374
	3 公 債 費	2,162,583
	4 旧上瀬谷通信施設地区事業費 充 当 企 業 債 公 債 費	11,090
	5 予 備 費	1,000
歳 出 合 計		17,750,172

第2表 債務負担行為

新たに債務負担行為をするもの

事 項	期 間	限 度 額
旧上瀬谷通信施設地区土地 区画整理事業相沢川流域雨水 調整池等整備工事請負契約の 締結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和8年度まで	限 度 額 8,200,000千円
旧上瀬谷通信施設地区土地 区画整理事業堀谷戸川流域雨水 調整池等整備工事請負契約の 締結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和8年度まで	限 度 額 1,900,000千円
旧上瀬谷通信施設地区土地 区画整理事業大門川流域雨水 調整池等整備工事請負契約の 締結に係る予算外義務負担	令和6年度から 令和8年度まで	限 度 額 2,500,000千円
旧上瀬谷通信施設地区土地 区画整理事業既存施設解体工 事請負契約の締結に係る予算 外義務負担	令 和 6 年 度	限 度 額 2,300,000千円

第3表 市 債

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
二ツ橋北部第1期 地区事業費	千円 600,000	市債証券の発行または普通貸借の方法による。 起債の時期は令和5会計年度。ただし、その全部または一部を翌年度以後に繰り越し、起債することができる。	7.0%以内 ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率とする。	起債年度の翌年度から据置期間を含め、30年以内に償還する。ただし、本期間中、未償還額の範囲内において借り換えることができる。 公的資金を借り入れる場合は、その融通条件による。
綱島駅東口周辺 事業費	1,009,000	同	同上	同上
旧上瀬谷通信施設 地区事業費	8,629,000	同	同上	同上
東高島駅北地区 事業費	1,050,000	同	同上	同上
横浜駅きた西口鶴屋 地区事業費	316,000	同	同上	同上
計	11,604,000			